

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る 目標（成果目標）

※ 第1部会が所管する分野1～3に該当するもの

成果目標① 施設入所者の地域生活への移行

○ 施設入所者の地域生活移行者数について

※施設入所者とは、福祉施設に入所している障害のある人をいう。

【 成果目標（案） 】

ア 施設入所者の地域生活移行

平成32年度末において、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

| | | |
|---------------------|--------|--------|
| 平成28年度末の施設入所者数（実績） | 1,403人 | 9%以上移行 |
| 平成32年度の地域生活への移行（目標） | 127人以上 | |

イ 施設入所者数の削減

平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを目標とします。

| | | |
|--------------------|----------|--------|
| 平成28年度末の施設入所者数（実績） | 1,403人 | 2%以上削減 |
| 平成32年度末の施設入所者数（目標） | 1,374人以下 | |

目標設定の考え方

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行するものの目標値を設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の第3分野「地域包括ケアシステムの構築」において示す基本的な施策、また第1分野「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」（詳細は、資料2参照）のうち、特に「（2）障害福祉サービスの質の向上等」に係る施策により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

- 訪問系サービス（詳細は、資料5の1頁参照）
 - 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援（利用者数、利用時間数）
- 日中活動系サービス（詳細は、資料5の2～6頁参照）
 - 生活介護（利用者数、利用日数）
 - 自立訓練（機能訓練）（利用者数、利用日数）
 - 自立訓練（生活訓練）（利用者数、利用日数）
 - 就労移行支援（利用者数、利用日数）
 - 就労継続支援（A型）（利用者数、利用日数）
 - 就労継続支援（B型）（利用者数、利用日数）
 - 短期入所（福祉型・医療型）（利用者数、利用日数）
- 居住支援・施設系サービス（詳細は、資料5の7、8頁参照）
 - 自立生活援助（利用者数）
 - 共同生活援助（利用者数）
 - 施設入所支援（利用者数）
- 相談支援（詳細は、資料5の9、10頁参照）
 - 地域移行支援（利用者数）
 - 地域定着支援（利用者数）

国の基本指針

平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2パーセント以上削減することを基本とする。

第4期北九州市障害福祉計画における実績

ア 施設入所者の地域生活移行者数に関する現状

平成25年度末の施設入所者を母数とした地域生活移行者の割合は、平成28年度末時点で5.1%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、平成29年度末の目標値である11.1%を下回る状況です。

イ 施設入所者数の削減に関する現状

平成25年度末の施設入所者数を母数とした施設入所者数の削減の割合は、平成28年度末時点で2.6%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、平成29年度末の目標値である4%を下回る状況です。

| | | | |
|------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 平成25年度末時点の 施設入所者 A | 1,441人 | | |
| | H27 | H28 | H29(推計) |
| I 各年度末までに地 域生活に移行した人 数 | 49人 | 74人 (5.1%) | 99人 (6.9%) |
| II 各年度末までの施 設入所者の減員数 B | 13人 (▲0.9%) | 38人 (▲2.6%) | 53人 (▲3.5%) |
| 各年度末時点の施設 入所者数 A-B | 1,428人 | 1,403人 | 1,390人 |

(参考) 国の基本指針及び北九州市障害福祉計画における目標値と実績

ア 施設入所者の地域生活移行者数

| 目標値 | 第1～2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 |
|----------------|---|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | (H18～23年度) (H17.10.1～23年 度末(6.5年間)) | (H24～26年度) (H17.10.1～26年 度末(9.5年間)) | (H27～29年度) (H25年度末～29年 度末(4年間)) | (H30～32年度) (H28年度末～32年 度末(4年間)) |
| 国の基本指針 | 10% | 30% | 12% | 9% |
| 北九州市 障害福祉計画 | 10.1% | 20.3% | 11.1% | 9% |
| 実績 | — | — | 6.9% (推計) | |

イ 施設入所者数の削減

| 目標値 | 第1～2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 |
|----------------|---|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | (H18～23年度) (H17.10.1～23年 度末(6.5年間)) | (H24～26年度) (H17.10.1～26年 度末(9.5年間)) | (H27～29年度) (H25年度末～29年 度末(4年間)) | (H30～32年度) (H28年度末～32年 度末(4年間)) |
| 国の基本指針 | ▲7% | ▲10% | ▲4% | ▲2% |
| 北九州市 障害福祉計画 | ▲6.4% | ▲9.1% | ▲4% | ▲2% |
| 実績 | — | — | ▲3.5% (推計) | |

成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について

【 成果目標（案） 】

平成32年度末までに当事者や保健・医療・福祉従事者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行うための**新たな協議の場を設ける**ことを目標とします。

目標設定の考え方

精神障害者数が年々増加し、精神保健福祉行政へのニーズが高まっています。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市との重層的な連携による支援体制を構築する必要があると考えました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の第2分野「保健・医療の推進（重度障害者、難病施策の推進）」（詳細は、資料2の6頁参照）において示す基本的な施策のうち、特に「（1）精神保健・医療の適切な提供等」に係る施策により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

なし

国の基本指針

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。

第4期北九州市障害福祉計画における実績

平成30年度から新たに開始された取組みのため、実績はありません。

2. 精神病床における入院患者について

【 成果目標（案） 】

ア 精神病床における一年以上長期入院患者数

平成32年度末の精神病床における65歳以上の一年以上長期入院患者数は**1,250人**を目標とし、平成32年度末の精神病床における65歳未満の一年以上長期入院患者数は**766人**を目標とします。

| | |
|----------------------------------|---------|
| 平成32年度末の一年以上長期入院患者数 65歳以上（目標） | 1250人以下 |
| 平成32年度末の一年以上長期入院患者数 65歳未満（目標） | 766人以下 |

目標設定の考え方

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、本市の平成32年度末の精神病床における一年以上長期入院患者数を目標値として設定しました。

イ 精神病床における早期退院率

平成32年度における、**入院後3か月時点の退院率については61%以上、入院後6か月時点の退院率については83%以上、入院後1年時点の退院率については90%以上**とすることを目標とします。

| | |
|------------------|-------|
| 入院後3か月時点の退院率（目標） | 61%以上 |
| 入院後6か月時点の退院率（目標） | 83%以上 |
| 入院後1年時点の退院率（目標） | 90%以上 |

目標設定の考え方

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、平成32年度の精神病床における入院需要（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）を見込み、入院後、一定の時点における退院率の目標値を設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の第3分野「地域包括ケアシステムの構築（地域生活支援、相談体制の充実）」（詳細は、資料2の11頁参照）において示す基本的な施策のうち、特に「（1）地域移行支援・地域生活支援の充実」に係る施策により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

- 訪問系サービス（詳細は、資料5の1頁参照）
 - 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援（利用者数、利用時間数）
- 日中活動系サービス（詳細は、資料5の2～6頁参照）
 - 生活介護（利用者数、利用日数）
 - 自立訓練（生活訓練）（利用者数、利用日数）
 - 就労移行支援（利用者数、利用日数）
 - 就労継続支援（A型）（利用者数、利用日数）
 - 就労継続支援（B型）（利用者数、利用日数）
 - 短期入所（福祉型・医療型）（利用者数、利用日数）
- 居住支援・施設系サービス（詳細は、資料5の7、8頁参照）
 - 自立生活援助（利用者数）
 - 共同生活援助（利用者数）
- 相談支援（詳細は、資料5の9、10頁参照）
 - 計画相談支援（利用者数）
 - 地域移行支援（利用者数）
 - 地域定着支援（利用者数）

国の基本指針

ア 精神病床における一年以上長期入院患者数

国が掲げる式により算定した平成32年度末の精神病床における65歳以上の一年以上長期入院患者数及び国が掲げる式により算定した平成32年度末の精神病床における65歳未満の一年以上長期入院患者数を目標値として設定する。

イ 精神病床における早期退院率

平成32年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84%以上とし、入院後1年時点の退院率については90%以上とすることを基本とする。

第4期北九州市障害福祉計画における実績

ア 精神病床における一年以上長期入院患者

一年以上長期入院患者数の平成24年6月末時点からの減少率は、平成28年度末時点で7.2%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、平成29年度末の目標値である13%を下回る状況です。

イ 精神病床における早期退院率

入院後退院率は、平成28年度末時点で、入院後3ヶ月時点は52%、入院後1年時点は82%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、平成29年度末のそれぞれの目標値である58%、88%を下回る状況です。

| | H27 | H28 | H29 |
|----------------|-----|------|--------------|
| I 入院後3ヶ月時点の退院率 | 56% | 52% | 52% (推計) |
| II 入院後1年時点の退院率 | 86% | 87% | 82% (推計) |
| III 1年以上の在院者数 | 5% | 7.2% | 7.5% (推計) |

(参考) 国の基本指針及び北九州市障害福祉計画における目標値と実績

ア 精神病床における長期入院患者

| 目標値 | 第1～2期 (H18～23年度) | 第3期 (H24～26年度) | 第4期 (H27～29年度) | 第5期 (H30～32年度) |
|------------|---------------------|-------------------|--|--|
| 国の基本指針 | —— | —— | 1年以上の在院者数の減少率 18%以上 | 指定式により算出した1年以上長期入院患者数 |
| 北九州市障害福祉計画 | —— | —— | 1年以上の在院者数の減少率 13%以上 | 65歳以上 1,250人 65歳未満 766人 |
| 実績 | —— | —— | 1年以上の在院者数の減少率 7.5%以上 (推計) | |

イ 精神病床における入院患者の退院率

| 目標値 | 第1～2期 (H18～23年度) | 第3期 (H24～26年度) | 第4期 (H27～29年度) | 第5期 (H30～32年度) |
|------------|---------------------|-------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 国の基本指針 | —— | —— | 入院後3ヶ月時点の退院率 64%以上 | 入院後3か月時点の退院率 69%以上 |
| | | | 入院後1年時点の退院率 91%以上 | 入院後6か月時点の退院率 84%以上 |
| | | | | 入院後1年時点の退院率 90%以上 |
| 北九州市障害福祉計画 | —— | —— | 入院後3ヶ月時点の退院率 58%以上 | 入院後3か月時点の退院率 61% |
| | | | 入院後1年時点の退院率 88%以上 | 入院後6か月時点の退院率 83% |
| | | | | 入院後1年時点の退院率 90% |
| 実績 | —— | —— | 入院後3ヶ月時点の退院率 52% (推計) | |
| | | | 入院後1年時点の退院率 82% (推計) | |

成果目標③ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた 地域生活支援拠点等の整備

○ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

【 成果目標（案） 】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、平成32年度末までに、**少なくとも一つを整備**することを目標とします。

目標設定の考え方

今後予想される障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるように、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点等の整備に取り組むこととしました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の第3分野「地域包括ケアシステムの構築」において示す基本的な施策（詳細は、資料2の11頁参照）のうち、特に「（1）地域移行支援・地域生活支援の充実」に係る施策により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

なし

国の基本指針

地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに少なくとも一つを整備することを基本とする。

第4期北九州市障害福祉計画における実績

地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の成果目標として、平成29年度末までに少なくとも一つを整備することとしましたが、達成できていません。

(参考) 国の基本指針及び北九州市障害福祉計画における目標値と実績

| 目標値 | 第1～2期 (H18～23年度) | 第3期 (H24～26年度) | 第4期 (H27～29年度) | 第5期 (H30～32年度) |
|----------------|---------------------|-------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 国の基本指針 | — | — | 地域生活支援 拠点等の整備 1箇所 | 地域生活支援 拠点等の整備 1箇所 |
| 北九州市 障害福祉計画 | — | — | 1箇所 | 1箇所 |
| 実績 | — | — | 0箇所 | |

成果目標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

新設

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

【成果目標（案）】

既存の児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、保育所等訪問支援の対象を、平成32年度末までに、乳児院・児童養護施設の障害のある子どもに拡大し、これを含めた利用児童数等の増加を目標とします。

目標設定の考え方

本市では、児童発達支援センターは7箇所設置済みであり、国が示す成果目標を達成していることから、設置数に関する新たな目標設定は設けず、既存の事業所の適切な運営に引き続き取り組むこととします。

保育所等訪問支援については、平成30年度の国の制度改正により、新たに乳児院・児童養護施設が追加されます。

これらを踏まえて、障害のある子どもへの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが実施している保育所等訪問支援をより充実させる必要があると考え、対象となる施設を拡大するとともに利用児童数等の増加に向けて取り組むことを本市の目標に設定しました。

〔目標達成のための取り組み〕

本市障害者計画の第1分野「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策（詳細は、資料2の2頁参照）のうち、特に「（3）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策により、成果目標の実現に努めます。

〔成果目標に係る事業の活動指標〕

- 障害児（詳細は、資料5の11、12頁参照）
 - 児童発達支援事業（利用児童数、利用日数）
 - 保育所等訪問支援（利用児童数、利用日数）

国の基本指針

ア 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。

イ 保育所等訪問支援の実施

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

第4期北九州市障害福祉計画における実績

障害福祉計画として取り組んだものではありませんが、平成29年度現在の本市の状況は以下のとおりです。

ア 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは7箇所設置済みです。

イ 保育所等訪問支援の実施

児童発達支援センターによる保育所等訪問支援はすでに実施されており、保育所等訪問支援を利用できる体制は構築されています。

(参考) 国の基本指針及び北九州市障害福祉計画における目標値と実績

| 目標値 | 第1～2期 (H18～23年度) | 第3期 (H24～26年度) | 第4期 (H27～29年度) | 第5期 (H30～32年度) |
|------------|---------------------|-------------------|--|---------------------|
| 国の基本指針 | —— | —— | —— | 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 |
| 北九州市障害福祉計画 | —— | —— | —— | 保育所等訪問支援を利用できる体制の拡大 |
| 実績 | —— | —— | ○児童発達支援 ※ 利用児童数 653人 利用日数 8,365人日 ○保育所等訪問支援 利用児童数 66人 利用日数 70人日 | |

※ 平成29年度の実績（見込）

2. 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

【成果目標（案）】

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、医療型児童発達支援事業の新規開設を支援します。

また、重度の障害等により外出が著しく困難な在宅の障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供する**サービスを新設**することを目標とします。（居宅訪問型児童発達支援）

目標設定の考え方

本市には、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が26箇所（児童発達支援9，放課後等デイサービス17）あり、国が示す成果目標を達成していることから、設置数に関する新たな目標設定は設けず、既存の事業所の適切な運営に引き続き取り組むこととします。

医療型児童発達支援は、現在のところ本市に開設事業所はありませんが、医療的ケア児等の利用ニーズがあることを勘案し、サービスの新設を支援します。

さらに、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供する**サービスの新設**を、本市の目標と定めることとしました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の第1分野「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策（詳細は、資料2の2頁参照）のうち、特に「（3）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

- 障害児（詳細は、資料5の11、12頁参照）

- 児童発達支援事業（利用児童数、利用日数）

- 医療型児童発達支援事業（利用児童数、利用日数）

- 放課後等デイサービス事業（利用児童数、利用日数）

- 居宅訪問型児童発達支援事業（利用児童数、利用日数）

国の基本指針

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

第4期北九州市障害福祉計画における実績

障害福祉計画に掲げて取り組んだものではありませんが、平成29年度現在の本市の状況は以下のとおりです。

本市には、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が26箇所（児童発達支援9，放課後等デイサービス17）設置し、一般の障害児通所支援で支援を受けることが難しい医療的ニーズの高い重症心身障害児を支援しています。

（参考）国の基本指針及び北九州市障害福祉計画における目標値と実績

| 目標値 | 第1～2期 (H18～23年度) | 第3期 (H24～26年度) | 第4期 (H27～29年度) | 第5期 (H30～32年度) |
|----------------|---------------------|-------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 国の基本指針 | —— | —— | —— | 重症心身障害児を 支援する事業所 1カ所以上 |
| 北九州市 障害福祉計画 | —— | —— | —— | 重症心身障害児 への居宅訪問 サービスの新設 |
| 実績 | —— | —— | 重症心身障害児を 支援する事業所 26カ所 ※ | |

※ 平成29年10月末現在

3. 医療的ケア児支援の対応について

【成果目標（案）】

平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための**協議の場を設ける**ことを目標とします。

また、医療的ケア児支援に関連する関係機関等との連携を促進することにより、児童発達支援事業等の事業量（サービス量）の増加を目標とします。

目標設定の考え方

医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、先般の児童福祉法改正において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されたため、本市においても、新たに取り組むこととしました。

さらに、医療的ケア児支援に関する新たな事業（居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児等コーディネーター養成）を実施することで、利用者の拡大やサービス提供者の技術向上等を図り、医療的ケア児の支援に係る各種サービスの利用児童数等の増加を目標としました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の第1分野「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策（詳細は、資料2の2頁参照）のうち、特に「（3）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

- 障害児（詳細は、資料5の11～15頁参照）
 - 児童発達支援事業（利用児童数、利用日数）
 - 医療型児童発達支援事業（利用児童数、利用日数）
 - 放課後等デイサービス事業（利用児童数、利用日数）
 - 居宅訪問型児童発達支援事業（利用児童数、利用日数）
 - 医療的ケア児等コーディネーター養成等事業（配置人数）

国の基本指針

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

第4期北九州市障害福祉計画における実績

平成29年度は、行政（保健・医療・福祉・教育担当者）と市立総合療育センターによる医療的ケア児関係施策連絡会を開催し、各部署の関連施策の状況や現状について意見交換を行いました。

今後は、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等を含めて、連携を図るための推進会議を設けることとしています。

(参考) 国の基本指針及び北九州市障害福祉計画における目標値と実績

| 目標値 | 第1～2期 (H18～23年度) | 第3期 (H24～26年度) | 第4期 (H27～29年度) | 第5期 (H30～32年度) |
|----------------|---------------------|-------------------|--|--|
| 国の基本指針 | —— | —— | —— | 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る 協議会の設置 |
| 北九州市 障害福祉計画 | —— | —— | —— | 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る 推進会議の設置 |
| 実績 | —— | —— | ○児童発達支援 ※ 利用児童数 653人 利用日数 8,365人日 ○医療型児童発達支援 開設事業所なし ○放課後等デイサービス 利用児童数 1,882人 利用日数 23,178人日 | |

※ 平成29年度の実績（見込）